

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一八―三十八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市芋荃字下戸塚百三十四―一 他五筆

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字西堀千百三十六―一 他十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百八十一・三立方メートル